

『業施設』における煩惱の総称語

青 原 令 知

問題の所在

説一切有部の初期から中期にかけての論書である『業施設』(*Karmaprajñapti*=KP)¹⁾は、業という特定の主題をもった初めての論書でもある。そこでの業論は、経説の十不善業道(殺生・偷盜・邪淫・妄語・兩舌・惡口・綺語・貪欲・瞋恚・邪見)の解釈と各種分別を中心課題として展開する。しかし十不善業道のうち貪欲・瞋恚・邪見の三業道は明らかに煩惱を表現する言葉であり、業と煩惱の区別が問題となってくる。すでに論じたように²⁾, KP は、十不善業道の解説に先立って第 1 章・第 2 章でそれぞれ思業と三不善根を論じるなど、業論を体系化する過程で煩惱論との線引きに腐心している。

そのような KP が煩惱論を強く意識した一面を表わす要素に、煩惱を表現する総称語の問題がある。一般に雑染の心所を総称する語の代表は、言うまでもなく「煩惱」(*kleśa*)である。『婆沙論』や『俱舍論』など後世の論書では、一般的叙述においてこの語が当たり前のように多用される。しかし KP においては、煩惱の用語法に一種のこだわりが存在し、当たり前の用い方を意図的に避けた面がある。それは後に述べるように、いわゆる六足発智のほとんどの共通する側面でもあるが、業論をテーマとする KP がむしろ煩惱論を絶えず念頭においている点が、本論の特徴の一つともなっている。しかしそのような志向とは裏腹に、いまだ試行錯誤的な未熟さを残し、却って多くの問題点を内包する結果に陥っている。

この小稿では、このような煩惱の総称語を巡る KP の試行錯誤的な一面を明かしてみたい。

『業施設』の煩惱の扱い

KP の煩惱に対する姿勢が顕著に表れているのが、本論には全編を通じて「煩惱」の語がまったく登場しない点である。隨煩惱(*upakleśa*)・雑染(*saṃkleśa*)・染汚(*kliṣṭa*)

という関連語はあっても、煩惱 (kleśa) の用例はただの一度もないのである。テーマが業であるからその用例が少ないのは当然ではあろうが、まったく使用しないというのは、そこに意図的なものを感じざるを得ない。

KPが煩惱法に言及するときに代わりに使用する総称語が二種ある。一つは「結・縛・随眠・随煩惱・纏 (saṃyojana-bandhanānuśayopakleśa-paryavasthāna)」という連語である。たとえば、

[KP D:i176a5; P:khu213a7] 不善の思 [業] は何か。答える。不善の作意と相応する思ないし造心・意業まで適用したもの (思・等思・已思・思類・造心・意業) である。これを不善の思 [業] という。… (中略) …さらにまた、不善の結・縛・随眠・随煩惱・纏と相応する思ないし造心・意業まで適用したものである。これを不善の思 [業] という。

というもので、第1章の思業の分別においてのみ同様の文脈で六例ほど用いられる。これは、初期から衆賢に至るまで、有部教学において伝統的に使用される一切の煩惱を総称する定型句である。この用例がみられる部分は、全体的に他の論書に共通して見られる表現が多く、有部の伝統を踏襲したものと思われる。

もう一つは単独の「纏」 (paryavasthāna) という用語である。

[KP D:i196a4; P:khu237a7] 貪 (lobha) から生じる貪欲 (abhidhyā) はどのようなものか。答える。たとえば、貪の纏に付き従って貪欲の纏が生じるように。これが貪から生じる貪欲である。

[KP D:i213a7; P:khu237a7] 善の異熟は、見所断の纏に纏われて、また修所断の纏に纏われて受けることがあるのか。答える。ある。たとえば、善業の異熟として長寿・美貌・良家・大財・名声・威厳を得たとして、彼がもし見所断の纏に纏われているなら、彼は見所断の纏に纏われて異熟を受ける。そのとき修所断の纏に纏われているなら、彼は修所断の纏に纏われて異熟を受ける。

この語の用例は、第3章から第9章にかけて多数見出すことができる。多くの場合「纏に纏われる (kun nas dkris pas kun nas dkris pa; *paryavasthānena paryavasthita)」と表現される。この「纏」は、後の有部教学で八纏や十纏に分類される随煩惱を意味するのではなく、煩惱一般を総称していることは明らかである。この用例もやはり他の有部論書においても多用され、有部の伝統に即した表現といえる。

他論書との関連

ところで、他の有部の六足論および『發智論』における「煩惱」という総称語の用例をみてみると、一つの傾向があることに気がつく。煩惱を主題とする章、具体的には『法蘊足論』雜事品第十六、『品類足論』辯隨眠品第五、『發智論』結

(178)

『業施設』における煩悩の総称語（青 原）

蘊第二にはいずれも「煩悩」の語がまったく用いられていないのである。これらの章においては、個々の煩悩名とそれらを包摂する随眠や結、漏、蓋などの法数名を用いて煩悩が表現されるのであり、総称語としての「煩悩」はむしろ煩悩を主題としない議論において使用される。

この事実は、煩悩の語のもつ曖昧さに起因するものと思われる。「煩悩」という語は、後には大小「煩悩地法」という分類名に用いられてはいるが、もともと三結や七随眠のような特定の煩悩法を包摂する用語ではなかった。だからこそ、厳密に種々の煩悩法を分類して体系づける際には「煩悩」は用語としてはむしろ相応しくなかったのであろう。その傾向は煩悩論以外の論議でも見られ、KPにもあった「結縛随眠随煩悩纏」の連句や単独の「纏」の語を用いるなど、「煩悩」を極力控えているように見える。『界身足論』と『品類足論』にいたっては、大小煩悩地法や煩悩法・非煩悩法など分別項目としての用例を除けば、「煩悩」の一般的用例は皆無である。

このような傾向の理由として、当時は「煩悩」の一般的な使用が定着していなかったことも考えられる。しかしKPと同じ『施設論』の部門を構成する『因施設』には「煩悩」の用例が多数見られる。たとえば、

[D:i127ab1; P:khu153a2] 四神足によって世尊はすべての煩悩を断じてすべての法への無礙を得られた。(cf.『施設論』T.vol.26:516a2)

[D:i140a1; P:khu167b5] どうして世尊は現等覺して間もなく有情たちに大悲を向けられたのか。答える。[有情たちが] 煩悩に傷つき煩悩に苦悩し、種々の煩悩に害されて、救護なく救いなく頼る所ないのを觀察なさったからである。(cf.『施設論』T.vol.26:521b16-21)

のように、一般的な記述において当たり前煩悩の語を使用している。したがって、当時から煩悩が通常の総称語として認知されていたことは確認できる。

『因施設』は有情世間の由来をテーマにしたものであり、法体系という観点から煩悩にアプローチする態度は希薄であったと思われる³⁾。しかし法の分別を厳格に考えた他の有部論書では用語法に関して慎重にならざるをえなかったものであり、KPは同じ部門であっても『因施設』とは異なり、むしろ『品類足論』などと同様の厳密なアプローチの仕方で煩悩を扱ったものといえよう。

不律儀という総称語

さて、KPで煩悩との関係を意識した業論が特異な方向に指向したのが、第5章末から第8章にかけて展開する「不律儀」の分別である。この語は後に無表業

の分類に採用される概念（律儀・不律儀・処中）とは異なり、本論独自の意味が与えられており、不善業と煩惱の両方に関わりをもつような用語として設定されている⁴⁾。その名称は章によって微妙に異なっており、第5章では「抑制されない律儀」(yang dag par ma bsdoms pa'i sdom pa; *asamvṛtasamvara), 第6章は単に「不律儀」(sdom pa ma yin pa; *asamvara), 第7・8章では「抑制されない不律儀」(yang dag par ma bsdoms pa'i sdom pa ma yin pa; *asamvṛtāsamvara) となる。これらの名称は異なる事象を使い分けているとも思えるが、目次偈 (uddāna) では互換的に使われており、同じ意味の用語と断じうる。チベット訳上の混乱の可能性もある。

この語はまず第5章末において「十不律儀」として唐突に登場する。

[KP D:i201a6; P:khu244a5] 十の抑制されない律儀は何か。答える。十とは殺生・偷盗・邪淫・妄語・両舌・惡口・綺語・貪欲・瞋恚・邪見である。

言うまでもなく、ここに掲げられる十は十不善業道の各要素である。第3章から第5章にかけて KP ではこの十不善業道の各種分別が展開されている。ここでその名称を「不律儀」と呼び換えて、以下の章でその十不律儀に対してさらに諸門分別が施されるのである。第6章では第3章ですでに分別された十不善業道の諸門分別と重複するような論議が行なわれ、業・非業、表・無表、色・非色、有対・無対、心所・非心所の五門によって十不律儀が考察される。ところが第7章にいたるとその分別はおもむきを変え、十不律儀を離れて、五不律儀・六不律儀・九不律儀・十五不律儀・九十八不律儀などの分類が提示される。一部を除きそれらの要素はすべて三界繫と所断法（見苦集滅道所断・修所断）等の組み合わせによるもので、特に九十八不律儀はまさしく九十八随眠の分類にほかならない。以下のようなものである。

[KP D:i205a7-206a4; P:khu249b1-250b1] 抑制されない不律儀は九十八である。九十八とは何か。答える。欲界繫の三十六と、色界繫の三十一と、無色界繫の三十一である。欲界繫の三十六の抑制されない不律儀は何か。答える。見苦所断の十と、見集所断の七つと、見滅所断の七つと、見道所断の八つと、修所断の四つである。色界繫の三十一の抑制されない不律儀は何か。答える。見苦所断の九つと、見集所断の六つと、見滅所断の六つと、見道所断の七つと、修所断の三つである。色界繫に準じて、無色界繫もまた同様である。欲界繫の〔見苦所断の〕十の抑制されない不律儀は何か。答える。欲界繫の見苦所断の有身見・辺執見・邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・無明である。欲界繫の〔見集所断の〕七つの抑制されない不律儀は何か。答える。欲界繫の見集所断の邪見・見取・疑・貪・瞋・慢・無明である。欲界繫の〔見滅所断の〕七つの抑制されない不律儀は何か。答える。欲界繫の見滅所断の邪見・見取・疑・貪・瞋・慢・無明である。欲界繫の〔見道所断の〕八つの抑制されない不律儀は何か。答える。欲界繫の見道所断

(180) 『業施設』における煩惱の総称語（青 原）

の邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・無明である。欲界繫の〔修所断の〕四つの抑制されない不律儀は何か。答える。欲界繫の修所断の貪・瞋・慢・無明である。欲界繫に準じて色・無色界繫も同様であるが、瞋を除く。

その分別の仕方は『品類足論』辯睡眠品（大正 vol.26:702a8-24）の九十八睡眠説とほぼ軌を一にしており、同一源泉から取り入れられたことは明らかである⁵⁾。

この九十八不律儀を字義通りに読むなら、貪・瞋・慢・疑・無明および五見の睡眠法がそのまま「不律儀」と呼ばれていることになり、先に十不善業道を十不律儀と単純に呼び換えたのとは異なり、業論というより煩惱論の様相を呈している。そこにはどういう意図があるのであろうか。KPは十不律儀・九十八不律儀それぞれにおいて、不律儀といわれる根拠を述べている。

[KP D:i201a7; P:khu244a6] どうして殺生は抑制されない律儀であるのか。答える。表によって所縁に対して抑制されないから、離れず、すべての欲界に対して抑制されないと言うべきである。殺生に準じて、偷盗・邪婬・妄語・両舌・惡口・綺語も同様である。どうして貪欲・瞋恚・邪見は抑制されない律儀であるのか。答える。纏によって所縁に対して抑制されないから、離れず、すべてに対して抑制されないと言うべきである。

[KP D:i206a4; P:khu250b1] どうして欲界繫の有身見を抑制されない不律儀というのか。答える。纏のために所縁に対して抑制されず、離れないからすべての欲界〔の諸法〕に対して抑制されないという。（以下、他の不律儀も同趣意につき省略）

まず、十不律儀では身語の七不律儀と意の三不律儀で異なる説明を行なっているが、前者は表によって抑制されない、後者は纏すなわち煩惱によって抑制されないという相違である。九十八不律儀の説明も後者とほぼ同様である。この説明には表・無表の概念に関わる看過できない問題もあるが、紙数の関係上、立ち入ることができない。ここでは身語の七不律儀と貪欲・瞋恚・邪見の三不律儀が異なる扱いを受け、九十八不律儀が後者に準じている点にのみ着目したい。

十不律儀の諸門分別において貪欲・瞋恚・邪見は非業・非色・心所とされ（KP D:i201b4ff; P:khu244b3ff）、前七不律儀とは区別される。明らかに煩惱的な法としての位置にある。その点は十不善業道の場合も同様に説明されるのであるが、その業ではない煩惱的な三法が「業道」と呼ばれるのは、

[KP D:i201a5; P:khu244a2] 貪欲・瞋恚・邪見は業でもなく所作でもないが、貪欲・瞋恚・邪見によって等起された心所（思）の道・行路・道路である。

からとされる。つまり思業を引き起こす行程にあるという点で貪欲・瞋恚・邪見は業道と呼ばれ、それ自体が業なのではない。煩惱と業を明確に区別しようとする有部の業論は、それを伝統的解釈として採用することになる（cf.AKBh:248.1ff）。

しかし KP がそれを十不律儀という形で呼び換えを行ない、さらにそれを九十八随眠にまで適用したのは、逆に業と煩惱に共通する概念を設定しようと試みたもののように思える。食欲・瞋恚・邪見が思業を等起する心所として業道と呼ばれ得るなら、そのような性格を持つ法はそれら三業道に限定されるのではなく、すべての煩惱に拡張して理解が可能である。つまりあらゆる煩惱は不善業を生ずる業道的側面を有すると見なされる。しかし十業道は經文に典拠をもつ教説であるから、その語をむやみに拡張することはできない。そこで試みとして採用された用語が「不律儀」である。この語によって業と煩惱はすべて一つ概念に網羅されるのである。そのような発想があったと考えなければ、第6章以下の不律儀論の意味は理解することが難しい。

しかし、有部の趨勢はあくまで煩惱と業を明確に区別することにあり、KP でも十不善業道を論ずるところまではその立場で貫かれていた。不律儀を導入した第6章から第8章までは、極めて異質な論議であり、それ以前の章の業論ともなじんでいない。そのためこの不律儀論は以後の有部の教学ではほとんど顧みられることなく、封印されてしまったのである。

-
- 1) Derge edition: Tohoku No.4088, Taipei No.4093 i172b4-229a7; Peking edition: Otani No.5589 khu208b2-281a8.
 - 2) 青原 [2009] 『業施設論の構造』印仏研究 57-2.
 - 3) ちなみに『世間施設』でも「煩惱」は全く登場しない。個々の煩惱名によって煩惱に言及するほかは、經文の引用において総称語としての漏と有結の用例がわずかに見られる（福田琢 [1999] 加藤清遺稿藏文和譯『世間施設』(2) p.32 参照）だけである。おそらく『世間施設』の性格上、煩惱に関連する議論自体が少ないためと思われる。
 - 4) 『婆沙論』に引用される『施設論』の箇所では玄奘はこれを「非律儀」と訳し分けている (T.vol.27:93a18ff).
 - 5) ただし煩惱名の列举順序が有身見・辺執見・邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・無明であり、五見が先にくる点が随眠説の場合と異なる。

〈キーワード〉 『業施設』, *Karmaprajñapti*, 業, 煩惱, 纏, 不律儀, 十不善業道, 九十八随眠, 有部論書, 六足発智, *kleśa*, *pariyavasthāna*, *asaṃvara*
(龍谷大学非常勤講師)